

三鷹市受動喫煙防止条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、三鷹市受動喫煙防止条例（令和2年三鷹市条例第17号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(喫煙を禁止する市の施設)

第3条 条例第6条の規則で定めるものは、別表第1に掲げる施設とする。

2 前項の施設と当該施設以外の施設（次条の施設を除く。）とが複合する場合における条例第6条の適用については、当該施設の専有部分のみ適用し、当該施設の隣接する路上については適用しない。

(子どもが主として利用する施設)

第4条 条例第7条第1項の規則で定めるものは、次に掲げる施設とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）

(2) 別表第2に掲げる児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち市が設置する施設及び児童福祉施設に準ずる市の施設

2 条例第7条第2項の規則で定めるものは、別表第3に掲げる施設とする。

3 第1項の施設と当該施設以外の施設とが複合する場合（次項に掲げる場合を除く。）における条例第7条第1項の適用については、当該施設の専有部分のみ適用し、当該施設の隣接する路上については適用しない。

4 前条第1項の施設と第1項の施設とが複合する場合は、施設の全部について条例第7条第1項を適用する。

(隣接する路上及び通学路の範囲)

第5条 条例第6条、第7条第1項及び同条第2項に規定する隣接する路上の範囲は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 施設等（施設、建築物又は土地をいう。以下この条において同じ。）の敷地に隣接する側に歩道（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第2号に規定する歩道をいう。以下同じ。）が設けられた道路 当該歩道部分

(2) 前号に掲げる道路以外の道路 隣接する道路全ての部分

2 条例第7条第3項に規定する通学路に係る路上の範囲は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 歩道が設けられた通学路 当該歩道部分
- (2) 前号に掲げる道路以外の通学路 道路全ての部分
(特定喫煙所)

第6条 条例第6条、第7条第2項及び第11条の特定喫煙所は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる施設とする。

- (1) 屋外に設置する場合 健康増進法(平成14年法律第103号)第28条第13号に規定する特定屋外喫煙場所の基準に準ずる施設
- (2) 屋外に閉鎖型の喫煙所を設置する場合 健康増進法第35条第1項に規定する喫煙目的室の技術的基準に準ずる施設

2 市長は、三鷹市路上等喫煙マナーアップ区域（以下「喫煙マナーアップ区域」という。）において、受動喫煙を生じさせることがないように、特定喫煙所を整備しなければならない。

3 市長は、特定喫煙所を設置したときは、当該特定喫煙所の名称及び場所を告示するものとする。

(喫煙マナーアップ区域の指定)

第7条 条例第8条第1項の規定により市長が指定する喫煙マナーアップ区域は、別図のとおりとする。

(喫煙マナーアップ区域の指定等の告示)

第8条 条例第8条第2項(同条第4項の規定により準用する場合を含む。)の規定により告示する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 喫煙マナーアップ区域の名称
- (2) 指定、変更又は解除の効力が生ずる日及びその範囲
(路上等受動喫煙防止指導員の所掌事務等)

第9条 条例第13条第1項の三鷹市路上等受動喫煙防止指導員（以下「受動喫煙防止指導員」という。）が行う事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 受動喫煙の防止に当たり必要な啓発に関する事務
- (2) 条例第12条第1項の規定による指導に関する事務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が指定する事務

2 受動喫煙防止指導員は、前項に規定する事務を行う場合は、三鷹市路上等受動喫煙防止指導員証（第1号様式）を常に携帯し、関係人の請求があったときは、

これを提示しなければならない。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による喫煙マナーアップ区域の指定に係る手続その他の行為は、この規則の施行の前においても行うことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1 三鷹駅前福祉住宅（居住部分を除く。）の項の次に三鷹市休日・夜間 診療所・薬局の項を加える改正規定は、令和5年2月1日から、別表第1 三鷹市牟礼老人保健施設条例（平成11年三鷹市条例第7号）に規定する施設の項の次に三鷹市福祉Laboどんぐり山条例（令和4年三鷹市条例第25号）に規定する施設の項を加える改正規定は、令和5年12月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

施設
市民センター（本庁舎、第二庁舎、第三庁舎、議場棟、三鷹市市民体育施設条例（昭和48年三鷹市条例第24号）に規定する三鷹市総合スポーツセンター弓道場、アーチェリー場及び会議室（以下「弓道場・アーチェリー場等」という。）及び三鷹市公会堂条例（昭和40年三鷹市条例第25号）に規定する公会堂その他三鷹市野崎一丁目1番1号に所在する施設をいう。）
第一分庁舎
三鷹市上連雀分庁舎
参加と協働拠点施設
教育センター
三鷹駅前市政窓口
三鷹台市政窓口
三鷹東部市政窓口

三鷹西部市政窓口
三鷹中央防災公園・元気創造プラザ条例（平成28年三鷹市条例第4号）に規定する施設のうち次に掲げる施設 (1) 三鷹中央防災公園 (2) 総合スポーツセンター（弓道場・アーチェリー場等を除く。） (3) 子ども発達支援センター (4) 総合保健センター (5) 福祉センター (6) 生涯学習センター (7) 総合防災センター
三鷹ネットワーク大学条例（平成17年三鷹市条例第14号）に規定する施設
三鷹市中央通りタウンプラザ条例（平成13年三鷹市条例第27号）に規定する施設のうち次に掲げる施設 (1) 国際交流センター (2) 女性交流室
三鷹市コミュニティ・センター条例（昭和49年三鷹市条例第6号）に規定する施設
三鷹市地区公会堂条例（昭和44年三鷹市条例第19号）に規定する施設
三鷹市市民協働センター条例（平成15年三鷹市条例第17号）に規定する施設
三鷹市星と森と絵本の家条例（平成24年三鷹市条例第4号）に規定する施設
三鷹市公衆トイレ条例（昭和47年三鷹市条例第10号）に規定する施設
三鷹市消費者活動センター条例（昭和57年三鷹市条例第14号）に規定する施設
三鷹市農業公園条例（平成16年三鷹市条例第3号）に規定する施設
三鷹市芸術文化センター条例（平成7年三鷹市条例第8号）に規定する施設
みたか井心亭条例（昭和63年三鷹市条例第21号）に規定する施設
三鷹市山本有三記念館条例（昭和63年三鷹市条例第22号）に規定する施設
三鷹市立アニメーション美術館条例（平成13年三鷹市条例第7号）に規定する施設
三鷹市美術ギャラリー条例（平成5年三鷹市条例第17号）に規定する施設
三鷹市桜井浜江記念市民ギャラリー条例（令和4年三鷹市条例第2号）に規定する施設

三鷹市大沢の里郷土文化施設条例（平成30年三鷹市条例第20号）に規定する施設
三鷹市市民体育施設条例（昭和48年三鷹市条例第24号）に規定する施設のうち次に掲げる施設 (1) 三鷹市新川テニスコート (2) 三鷹市下連雀ゲートボール場 (3) 三鷹市大沢野川グラウンド (4) 三鷹市大沢総合グラウンド
三鷹市北野ハピネスセンター条例（平成29年三鷹市条例第29号）に規定する施設
三鷹市高齢者センター条例（昭和63年三鷹市条例第8号）に規定する施設
三鷹市牟礼老人保健施設条例（平成11年三鷹市条例第7号）に規定する施設
三鷹市福祉Laboどんぐり山条例（令和4年三鷹市条例第25号）に規定する施設
三鷹市自転車の安全で適正な利用に関する条例（平成30年三鷹市条例第27号）に規定する施設
三鷹市立図書館条例（昭和55年三鷹市条例第12号）に規定する施設
三鷹市市民農園管理運営要綱（平成30年3月26日付け30三生生第852号）に規定する三鷹市市民農園
福祉コアかみれん
下連雀複合施設
三鷹市新川作業所
三鷹駅前福祉住宅（居住部分を除く。）
三鷹市休日・夜間 診療所・薬局
三鷹市リサイクル市民工房管理運営要綱（平成7年12月1日施行）に規定するリサイクル市民工房
三鷹市新川暫定広場管理運営要綱（平成30年12月18日付け30三生ご第452号）に規定する新川暫定広場
太宰治文学サロン
出山横穴墓群8号墓保存公開施設
三鷹市井口特設グラウンド
三鷹駅南口ペDESTロリアンデッキ

三鷹市自転車等保管場所
三鷹市東部水再生センター
大沢ふるさとセンター
三鷹市営苗圃管理棟

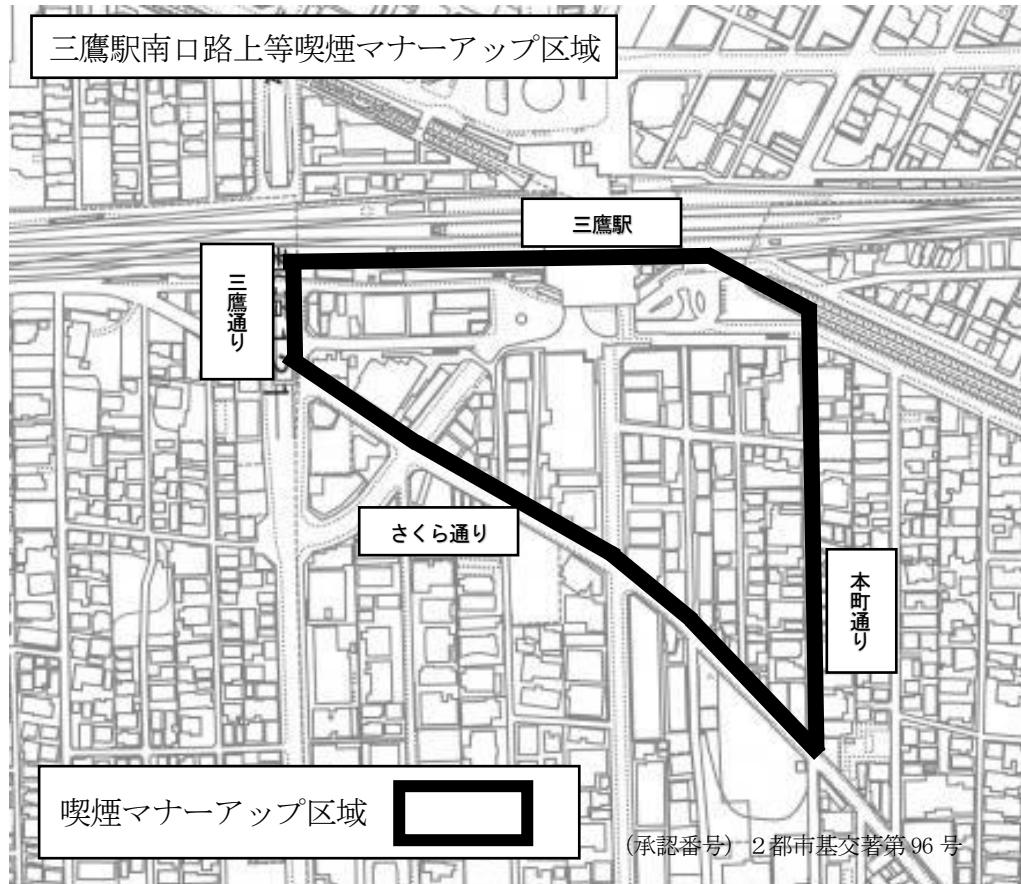
別表第2（第4条関係）

施設
三鷹市立保育園設置条例（昭和31年三鷹市条例第6号）に規定する施設
三鷹市多世代交流センター条例（平成28年三鷹市条例第26号）に規定する施設
三鷹市学童保育所条例（昭和47年三鷹市条例第34号）に規定する施設
三鷹市子ども家庭支援センター条例（平成9年三鷹市条例第6号）に規定する施設のうち次に掲げる施設 (1) 三鷹市子ども家庭支援センターすくすくひろば (2) 三鷹市子ども家庭支援センターのびのびひろば
三鷹市子どもひろば条例（平成11年三鷹市条例第18号）に規定する施設
井の頭・玉川上水周辺地区複合施設
子ども林間研修広場

別表第3（第4条関係）

施設
都市公園法（昭和31年法律第79号）の規定による都市公園（三鷹中央防災公園除く。）
三鷹市立児童遊園条例（昭和39年三鷹市条例第20号）に規定する施設
三鷹市青少年広場条例（昭和49年三鷹市条例第5号）に規定する施設
市が管理する次に掲げる施設 (1) 防災広場 (2) 一時開放広場 (3) 緑地

別図（第7条関係）



備考

- 1 上記区域のうち路上等（道路、駅前広場その他の公共の用に供する場所）に限る。
- 2 三鷹通り及びさくら通りに係る路上の範囲については、第5条第2項の規定を準用する。

第1号様式（第9条関係）

(表)		
三鷹市路上等受動喫煙防止指導員証		
氏名		
生年月日		
上記の者は、三鷹市受動喫煙防止条例第13条第1項に規定する三鷹市路上等受動喫煙防止指導員であることを証する。		
	年	月
		日発行
	三鷹市長	印

(裏)	
三鷹市受動喫煙防止条例（抜粋）	
第9条 何人も、喫煙マナーアップ区域において、受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならない。	
第12条 市長は、喫煙マナーアップ区域において、受動喫煙が生じないように指導することができる。	
2 略	
三鷹市受動喫煙防止条例施行規則（抜粋）	
第9条 条例第13条第1項に規定する三鷹市路上等受動喫煙防止指導員（以下「受動喫煙防止指導員」という。）が行う事務は、次に掲げるとおりとする。	
(1) 受動喫煙の防止に当たり必要な啓発に関する事務	
(2) 条例第12条第1項の規定による指導に関する事務	
(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が指定する事務	
2 受動喫煙防止指導員は、前項に規定する事務を行う場合は、三鷹市路上等受動喫煙防止指導員証（第1号様式）を常に携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。	